

平成 20 年 2 月 1 日
防 衛 省

特別防衛監察の状況について（概要）

1 特別防衛監察の対象項目

自衛隊員倫理規程等（以下「倫理規程等」という。）が施行された平成 12 年 4 月以降の倫理規程等の遵守状況

2 特別防衛監察の対象者

- (1) 本省課長級（行政職（一）9 級）相当職以上の事務官等及び将補以上の自衛官（以下「幹部職員」という。） 計 429 名
- (2) 航空自衛隊車力分屯基地における取引業者の開所祝賀会出席隊員（以下「車力隊員」という。） 計 9 名

3 特別防衛監察の方法

防衛監察本部職員が対象職員に個別面談して聞き取り又は調査票により調査

4 幹部職員に対する特別防衛監察の状況

- (1) ゴルフ
 - ・ 倫理規程等の施行後に同倫理規程等に違反して利害関係者とゴルフをしたことがあると回答した者：1 名（自衛官（空将補））
- (2) マージャン
 - ・ 倫理規程等の施行後に同倫理規程等に違反して利害関係者とマージャンをしたことがあると回答した者：なし
- (3) 飲食
 - ・ 倫理規程等の施行後に同倫理規程等に違反して利害関係者と飲食をしたことがあると回答した者：1 名（自衛官（空将補））

(4) 物品の贈与

- ・倫理規程等の施行後に同倫理規程等に違反して利害関係者から物品の贈与を受けたことがあると回答した者：2名（事務官等（指定職級及び本省課長級各1名））

5 車力隊員に対する特別防衛監察の状況

- (1) 一人当たり5,000円の会費制であったことから、倫理規程上問題ないものと考えて参加していた。
- (2) しかしながら、最終的に確認した祝賀会経費は、参加者一人当たり10,017円と認められた。（差額の5,017円は既に支払い済）

6 今後の対応

今後、個別の情報や契約企業に対する調査状況を踏まえつつ、さらに必要があれば、追加的な調査を実施する。

7 倫理規程等に違反すると回答した職員に対する措置

本報告を受け、倫理規程等に違反すると回答した職員については、自衛隊員倫理法の規定に基づき、防衛大臣が自衛隊員倫理審査会に調査を命じ、必要な措置を採ることとなる。